

山LP協第109号

令和元年8月20日

液化石油ガス販売事業者 各位

(一社) 山口県LPガス協会

会長 服部 典之 (印略)

ガス事業法における旧簡易ガス事業の「一の団地」の解釈について
(お知らせ)

平素から、当協会の運営に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社)全国LPガス協会から別添のとおり通知
がありましたのでお知らせします。

ここでいう「一の団地」は、ガス事業法の規制の適用についての重要な判断
基準であり、ガス事業法の規制を受けない場合に適用となる液化石油ガス法の
遵守の観点からも、液化石油ガス販売事業所におかれては、その解釈について
十分にご理解いただき、その運用に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局

TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366

e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp